

危険物新聞

第466号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松村光惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

第2回 危険物取扱者試験結果

甲種 (49.5%)、乙4 (35.4%)

平成4年度 保安講習

2月 (6会場)

—受講希望日の予約は早い目に—

消防試験研究センター大阪府支部では、平成4年度第2回試験を10月10日、近畿大学で実施したが、その合格発表が11月2日行なわれた。

その結果は次のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	438	217	49.5
乙1	78	56	71.8
乙2	95	54	56.8
乙3	71	46	64.8
乙4	4,162	1,473	35.4
乙5	94	56	59.6
乙6	107	65	60.7
丙種	946	531	56.1

〔大阪府下における最近の合格率(乙4)〕

- ・ H3年6月 37.7% ・ H4年2月 38.1%
- ・ 10月 42.7% ・ 6月 35.3%
- ・ 12月 41.9%

ご存知のとおり危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

平成4年度(後期)の日程は下記のとおり6会場で開催予定。今年度は終了となる。なお、平成5年度の講習は6月下旬より開催の予定。

保安講習日程 (93年2月)

◇その他・一般(6会場)

- 47 2月9日(午後) 茨木市商工会議所(茨木)
- 48 2月16日(午後) 布施北口・弘容ビル(東大阪)
- 49 2月12日(午後) 大阪府商工会館(大阪)
- 50 2月17日(午後) 堺市勤労会館(堺)
- 51 2月19日(午前) 大阪府商工会館(大阪)
- 52 2月19日(午後) 大阪府商工会館(大阪)

注1. 講義時間は、午前の部(9時15分)、午後の部(13時又は13時30分)開講で、いずれも3時間。

注2. 各会場とも駐車場はありません。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪府守口市 大田区初田町1丁目1-1 TEL. 070336-1284
東京支店 東京都中央区本町2丁目7-1 TEL. (03)304-4811

原点はロス・プリベンションです。



安全を性とした安全への夢を、
先端技術とふれあいの心で追求します

頑固な夢がある。
そこにあります。

地下タンク等点検技術者

定期講習

地下タンク定期点検制度が実施されて早や5年目を迎えようとしている。点検技術者は全危協が実施する初回講習を終了した者で、これらの資格者は、知識と技術の維持向上をはかるため、5年ごとの再(定期)講習を受講しなければならないことになっている。

1. 受講サイクル

- (1) 初回講習修了者は、講習修了証の交付を受けた日から5年以内ごとに定期講習を受講しなければならない。
- (2) 定期講習は、講習修了証の交付を受けた日から5年を経過する日の6か月前から受講することができす。(以降の定期講習の場合においても同様)
- (3) 定期講習を受講しなかった場合には、講習修了が取消しとなる。

2. 講習内容

次の内容について4時間行う。(実習及び効果確認は行わない予定。)

- (1) 主として過去5年間における危険物規制法令等の改正事項に関すること。
- (2) 過去5年間の漏洩事故発生状況に関すること。
- (3) 定期点検の奏功事例に関すること。
- (4) 点検実施上の留意事項に関すること。

3. 受講料

8,755円(テキスト代含む)

4. 受講通知

定期講習の開催は、該当者本人に嗣全国危険物安全協会より通知がある。

なお、初回講習受講後に住所変更をした方は、ハガキに講習修了番号、新住所、氏名、電話番号を記入の上、定期講習案内希望と明記し、下記まで連絡すること。

〒105 東京都港区虎ノ門2-9-16

嗣全国危険物安全協会 TEL03-3597-8393

(財)全国危険物安全協会

事務局長会議 仙台で開催

平成4年度、嗣全国危険物安全協会事務局長会議が10月15日(木)、仙台市で開催された。

事務局長会議には39都道府県、62名が出席。

嗣全国危険物安全協会永山常務理事のあいさつ、地元(財)宮城県危険物安全協会連合会亀井会長の祝辞のあと、議事に入り、各府県の全国危険物安全週間の推進実態、地下タンク・移動タンク点検技術者初回講習の受講状況及び認定事業者数の現状、地下タンク点検技術者定期講習について内容報告、ブロック代表者会議の設置に関する報告等について討議された。

その後、研修会として仙台市博物館学芸員高橋あけみ先生により「世界を旅した仙台藩土」の講演があり、引き続き懇親会にうつり、なごやかな雰囲気の中に閉会した。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きくはばたいています。
今後ともよろしくお願いたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業商品目録 ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

製油所で爆発・火災

富士石油(株) 袖ヶ浦製油所

10月16日午後3時55分ごろ、千葉県袖ヶ浦市にある富士石油袖ヶ浦製油所で減圧軽油水素化脱硫装置（アイソマックス）の熱交換器付近で爆発、火災が発生した。

この事故により、9名が死亡、8名が重軽傷を負った。なお、同装置は常圧蒸留装置等の重質軽油や重質分解油

から低硫黄重油を生産するもので、10月から触媒交換のため運転を停止し、12日から運転を再開、16日からは通常運転に戻って、ボルトの増し締め作業などが行なわれていた。

爆発事故直前に作業員が熱交換器のカバーから白煙状のものが出ているのを目撃していることや、カバーが吹き飛んでいることなどから、脱硫装置の熱交換器が爆発したものと推測されている。

事故原因については、警察・消防のほか、労働省、通産省などの各関係機関で現在調査中である。

協会だより

■寝屋川市防火協会

寝屋川市民パレードに参加

11月3日(祝)、寝屋川市防火協会(会長 柴田 實)では、火災予防を一人でも多くの市民に呼びかけるため、寝屋川まつり市民大パレードに参加した。

これは秋季火災予防運動に先駆けて行われる寝屋川まつり市民大パレードに、寝屋川消防署や寝屋川市消防団、少年・婦人消防クラブとともに参加することによって、広く市民に火災予防思想の普及を図ろうとするもので、今年で

15回目を数える。

今年のだしものはアニメの原作、監督で有名れ宮崎駿氏の話題作「紅の豚」をモチーフした3人乗りの真っ赤な飛行機を発泡スチロールで製作(全長約5m)。軽トラックを台車にして、飛行機の左右には「火の用心」と今年度火災予防運動全国統一標語の「点検を重ねて築く「火

災ゼロ。」の文字を大きく掲げ、その操縦席には寝屋川市防火協会の会長・副会長がハッピー姿で乗り込み、枚方寝屋川消防組合消防音楽隊の先導のもと、会員達とともに沿道の市民に火災予防を広く呼びかけながら、約1kmの防火パレードを行ったものである。



寝屋川市内道路(池田素線)での防火パレード

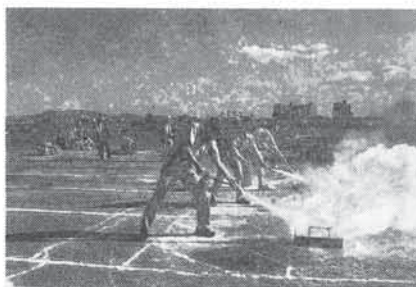
■摂津市防火安全協会

第18回 消防訓練大会開催

10月6日、摂津市防火安全協会では、淀川河川敷において90事業所、215名参加のもと、自衛消防訓練を開催した。

この訓練大会は、各事業所における日頃の訓練の成果を披露するとともに、防災意識の高揚を図るため毎年実施しているものであり、今回は、東光精機自衛消防隊による模範ポンプ操法を始め消火器競技大会、婦人消防隊等による一斉放水も行なった。

終了後来賓の祝辞と激励を受け、摂津市を火災と災害から防護する決意を新たにしたところである。



消火器競技会

■北方面部会開催

北方面部会は、10月1日午後、箕面市において、阪本部会長以下9協会会長並びに事務局の出席のもと、関係消防本部消防長のご臨席をいただき開催した。

松村専務理事より、財団法人危険物安全協会の概要及び大危協の近況について説明、引き続き各協会の情報交換等が行われた。

危険物施設の 許可申請書類の記載要領

(第7回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

J 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合は当該ガスの名称及び圧力等を記載すること。

K 「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材を施工している場合に保温材の材質等を記載すること。

(カ) 「注入口の位置」の欄は、当該屋外タンクに注入口がある場合に当該注入口の位置を記載すること。

(例) タンク南側の防油堤内

(ク) 「注入口付近の接地電極」の欄は、注入口付近に静電気を有効に除去するためのローリアース等を設置している場合は有に、設置していない場合は無に○を付けること。

(キ) 「防油堤」の欄は次によること。

A 「構造」の欄は、防油堤の材質、構造、高さ等を記載すること。

B 「容量」の欄は、実容量（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の2に基づき算定した容量）を記載すること。

C 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等を排水する設備の口径、数等を記載すること。

(ク) 「タンクの加熱設備」の欄は、当該屋外タンクに危険物を加熱する設備がある場合にその設備の概要を記載すること。

(例) スチーム 2 kg/cm²

ニ 屋内20号タンクの構造設備明細書（危規則様式第4のニ）の記載要領は次によること。

(ア) 「事業の概要」、「タンク専用室の構造」、「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」、「ポンプ設備の概要」、「採光、照明設備」、「換気、排出の設備」、「配管」、「消火設備」、「警報設備」及び「工事請負者住所氏名」の欄は記載を要しない。また、欄外右上部にタンクの名称及び取り扱う危険物の品名を記載すること。

様式第4のニ（第4条、第5条関係）

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

貯蔵タンク
第2石油類
(キシレン)

事業の概要			
タンク専用室の構造	延焼のおそれのある外壁	床	
	その他の壁	出入口	(しきい高さ cm)
扉	換	その他	
建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造	階数	設置階	建築面積 m ²
タンクの構造	形状	設置円筒型	電圧・加圧 (kgf/cm ²)
寸法	1150×1700 ^φ φ ₁ φ ₂ φ ₃	容量	1700ℓ
材質、被覆	SUS304	3mm	
通気管	種別	数	内径又は作動圧
	換弁通気管	1	40A kgf/cm ²
安全装置	種別	数	作動圧
	—	—	— kgf/cm ²
液量表示装置	感圧式	引火防止装置	○・無
注入口の位置	—	注入口付近の接地電極	有・無
ポンプ設備の概要			
採光、照明設備	換気、排出の設備		
配管			
消火設備	警報設備		
工事請負者住所氏名	電話		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

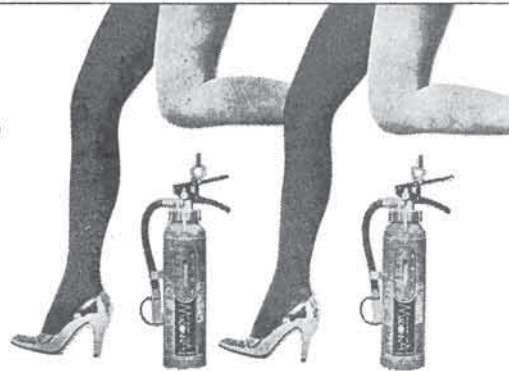
安全が見える窓つき またひとつ超えました。



火災御見舞金(最高20万円まで)つき

農田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 電(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



(イ)「タンクの構造・設備」、「注入口の位置」及び「注入口付近の接地電極」の欄は、前ナ(イ)(イ)及び(カ)の屋外 20 号タンクの記載要領により記載すること。

ヌ 地下 20 号タンクの構造設備明細書(危規則様式第 4 のホ)の記載要領は次によること。

(ア)「事業の概要」、「ポンプ設備の概要」、「配管」、「電気設備」、「消火設備」及び「工事請負者住所氏名」の欄は、記載を要しない。また、欄外右上部にタンクの名称及び取り扱う危険物の品名を記載すること。

(イ)「タンクの構造、設備」(「可燃性蒸気回収設備」の欄を除く。)、「注入口の位置」及び「注入口付近の接地電極」の欄は、前ナ(イ)(イ)及び(カ)の屋外 20 号タンクの記載要領により記載すること。

(ウ)「タンクの構造、設備」の「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当するものに○を付け、有の場合はかつて内にその設備の概要を記載すること。

(例) ベーパーリカバリー

(ニ)「タンク室又は危険物の漏れ防止構造の概要」の欄は、タンク室の場合はタンク室のふた、壁、底の構造及び防水の措置の方法等を記載し、危険物の漏れを防止することのできる構造(コンクリート被覆タンク)又は危険物の漏れを常時検知することのできる措置(二重殻タンク)による場合は、その概要を記載すること。

(オ)「タンク室省略工事」の欄は次によること。

A「タンクの外面保護」の欄は、タンクの外面の保護の方法を記載すること。なお、タンク室に設置する場合であっても外面の保護を行う場合は記載すること。

(例) タンクの外面にさびどめ塗装を行い、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィ

ングによる被覆を交互に厚さ 1 cm に達するまで行う。

B「基礎、固定方法」の欄は、基礎の構造、大きさ及びタンクの固定方法を記載すること。

なお、タンク室に設置する場合であっても記載すること。

様式第 4 のホ(第 4 条、第 5 条関係)
地下タンク貯蔵所構造設備明細書
A 7 号
第 1 石油類
(廃トレン)

事業の概要	横置円筒型 (常圧) 加圧 (kgf/cm ²)		
形状	横置円筒型		
寸法	1680 ^φ × 4700 ^ℓ ℓ ₁ = ℓ ₂ = 230	容 量	10000 ℓ
材質、板厚	軟鋼板 SS-400 6mm		
通気管	種 別	数	内径又は作動圧
	無弁通気管	1	52 kgf/cm ²
安全装置	種 別	数	作 動 圧
	—	—	— kgf/cm ²
可燃性蒸気回収設備	有 () ・ (○)		
液量表示装置	フロート式液面計	引火防止装置	(有) ・ 無
注入口の位置	直上 65A	注入口付近の	(有) ・ 無
		接地電極	
ポンプ設備の概要	なし		
タンク室又は危険物の漏れ防止構造の概要	なし		
タンク外面保護	タンク外面を錆防止のエポキシ樹脂塗料を施し、ペンキ等及びガールエポキシ樹脂塗料による塗層を付与。2mm 以上		
基礎固定方法	鉄筋コンクリート造基礎 (5200 ^φ × 2700 ^φ × 300 ^ℓ) 杭径 2 アンカーボルト M20 × 700 ^ℓ 4 本、9 ^φ ベルト FB 6 × 65 2 本		
配 管			
電 気 設 備			
消 火 設 備			
工 事 請 負 者 住 所 氏 名	電話		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 JIS とすること。

(次号へ続く)



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャージャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和商会

本 社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒 550 電話 (06) 443-2456 (代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号
〒 547 電話 (06) 707-3341



＝優良賞＝

化学工場における防災管理

大日本インキ化学工業(株)吹田工場

西田 貢

はじめに

私たちが職場で仕事をする意味はいろいろある。生産を行なうことで社会に役立ち、仕事を通じて人間的に成長していくなど様々であるものの、一言で言って、自分を含めた家族、社会の幸せづくり、繁栄の為である。しかし、化学工場での事故報道はあとを断たず、その度に同業種で働く者としてやりきれない思いをしている。仕事の場で不慮の事故によって長かるべき生命を失ったり、身体を傷つけてしまうのは全く不本意で、不幸この上ないことである。幸せを願いながら働いてきた人生が災害によって一転し、不幸のどん底に落ちてしまうことになる。

事故は異常なでき事であり、作り出したくない状態である。中でも危険物に関わる事故は一般的に物的損失が大きく、1件当たりの被災者数が多いばかりでなく、事業所周辺にも被害が及んで多大の迷惑を与える結果になる。地域社会への影響・イメージ低下は勿論として、会社や働く仲間・被災者の精神的、肉体的苦痛などを考えると損失は想像以上のものがあり「事故を起こしてはならない」と言うことは、その事業に携わる関係者全員に課せられた命題である。ここに化学工場における一例として、私ども大日本インキ化学工業㈱で実施している防災管理の状況、並びに私が考えていることをまとめ、その体験記録としたい。

会社理念「環境保安最優先」の徹底

当社は「環境保安最優先」を経営の柱として位置づけ、「自主保安の確立」「発生源対策の強化」「5S、安全基本動作の定着」という本社の方針管理で、日本全国に散在する17の工場、各階層・職場を経て個人レベルまで方針がブレイクダウンされている。

当吹田工場も準工場地帯に立地する中で、昭和37年の操業以来、印刷インキや各種塗装剤の製造に多量の危険物を取扱ってきたが、危険物に関する重大災害を起こすことなく生産活動を続けている。これは社員が一丸となり常に外に目を向け、類似災害の防止に努めると同時に、徹底した環境保安最優先の考えを浸透し続けている結果である。

日常点検等を通じて危険物の管理を行なう中で、特に今日まで力を入れてきた防災対策として④ハード面では、危

険雰囲気除去の観点から発生源の密閉化と局所排気装置の設置について着実に改善してきた。これは同時に大気汚染防止や作業環境改善の面からも非常に有効であった。②ソフト面では、製造担当者全員への危険物取扱者免状取得の義務づけと日々の活動としての潜在災害の発掘・改善提案と水平展開、ヒヤリ体験の共有化、危険予知訓練、OJT教育等が生きたものになっている結果と考える。

季節を問わない静電気災害の防止策

まずは、社内で同業種の災害事例を交えて、危険物に関する一般論と当社で力を入れている静電気対策を中心に考えを述べる。

危険物製造所及び取扱所に於ける大規模な事故発生はまだ記憶に新しいが、近年の産業経済の進展に伴って、更に危険物品の生産・流通が大量化し、危険物取扱施設も増加したことで危険物による火災、爆発、流出等の事故発生の可能性、多様化をもたらしている。これは危険物が加熱、攪拌、注入など、常に危険性が現われやすい状況下で取扱われていることが起因している。

中でも最近の災害事例の分析内容を見ると静電気が着火原因となって発生する事故がかなり目につく。技術革新と企業内容の多種多様化、絶縁性の優れたプラスチック製品等の普及で、以前とはあらゆる面で様相が変わって来ているからであろう。

静電気災害についての全国統計の特徴を見ても、81年から5年間の月別平均のピークは4月であり、シーズン別では春季に40%、秋季に23%となっている。乾燥した冬季以外でも静電気による重大災害が発生していることも様相の違いを裏付けている。事故が発生した工程をみると手作業で粉・粒体等の原料を仕込む工程、液体注入工程に多い。可燃物が既に充填されている釜・槽の固定設備に原料を仕込む工程、及びオープンタンク・ドラム等の容器への注入工程で、何れも開放状態で取扱っている時に静電気の放電火花で液体蒸気に着火し、その後小爆発・火災が発生している。また、注入工程では発火時に注入遮断ができておらず、災害が拡大している。

当社では、こうした事故例や静電気災害に関する認識の高まりを踏まえ、現象理解の徹底と当社基準の強化に則った、密閉化や接地ピースの溶接取付け、接地ピースでは不完全なカ所への銅板の設置など、ハード面での対策を更に強化してきたことで、ここ数年間、危険物による事故は皆無の状態に推移している。しかし、完全に静電気事故を無くすことを考えた時、難しい対策を要するものを抱えていることも事実である。

危険雰囲気発生の発生源で押さえ、接番対策を施すことでほぼ静電気災害を防止できることは判っていても、移動する為、接地することが困難な移動容器の問題や、災害

要因となり得る人体・作業衣への帯電など、軽視できない課題を残している。何れにしても除電器の使用など技術進歩に合った系統的災害防止技術の確立が求められている。

大切な危険物管理と保安教育

次に、危険物の管理面と教育面の重要性について述べる。危険物による災害防止の徹底を図るには、危険物の安全管理を十分に行なわなければならない。現在では、危険物施設自体の構造または設備の欠陥が決定的な要因となって発生する事故は例外的だと思われる。

前述の静電気による災害事例の内容からもおおよその方向が掴めたが、その要因は危険物に関する知識不足からくる取扱いや操作上のミス、安全に対する軽視、安全管理体制の不備などがその主なものであった。何れもが基本的認識の甘さ、基礎的な知識不足を物語っている。これ等のことを考えると危険物に関する災害を防止するには、いかにして人為的なミスを無くすかにかかっている。

危険物による事故は、種々の事故要因がある条件に達した時に起こることは周知のことで、例えば、可燃物が燃えるには燃焼の3要素が整うことが絶対条件である。この条件が整うまでには知識の不足、操作ミス、遵守事項の不徹底など基本的要因が重なっているものである。物質の特性・危険性を熟知した上で危険な濃度にならぬよう強制換気がなされているが、持ち込みは必要最少量に押さえられているか、正しい材料と機器が使われているか、点火源はないかなどの確認は絶対に必要なことである。

高まる管理事項の重要性

日常、危険物を取扱い貯蔵する中で、極めて基本的なことや危険度の高いものから低いものまで、多種多様な危険要因が我々の周りを取り囲こんでいる。安易になりがちな危険性の低いものであっても、危険物である性格を失うものではないだけに、取扱うそれぞれの部署の管理努力で危険要因が排除されない限り事故を無くすることはできない。

ハイテク化、省力化が進んでいる現在、化学工業の危険

物施設においても今後、益々その傾向が強まることは必至である。自動化による省力化は、限られた人員でより多量の危険物を取扱うことを意味し、このことによって管理事項の重要さの比重は極めて高くなる。知識不足、操作ミス、遵守事項の不徹底などは絶対あってはならない。

当社に於いても、災害規模の小さい繰返し災害を経験しているが、これは危険物に関する対策の困難さもあって、十分な対策を講じなかったり、比較的安易な対策であった為の事故であったと推定される。また、一般の事故例の中でも頻度の高い静電気着火、自然発火などは当工場でも経験していることであり、火災には至らなかつたものの、不注意による危険物の少量漏洩の経験もある。これ等の何れもが、先ずは保安教育の問題と言える。この問題を解消するための留意点を2～3述べてみる。

教育計画に当たって大事なことは、まず、職場の安全確保のために何が問題かを掴むことである。そして、管理方針や目標に添ったもので、かつ職場の実情に合うようにして計画的に進めることが肝要で、場当たり的な教育にならぬよう、実態を明確に把握し、目標を決めることが第一歩である。また、全員が十分理解できる内容であるかの検討も必要で、1人でも不徹底であると災害につながることを見逃してはならない。

集合教育での効果的な教育方法としては、目に訴える教育が既に一般化している。ビデオの活用とOJTを繰り返す、視聴覚に訴える方法である。耳だけで聞く場合、記憶に残る内容は、聞いた直後で40%程度、2時間後には7～8%と言われている。これが、言葉と視覚に訴える方法の併用であると直後で90%、2時間後60%と、記憶に残る量が著しく増すことが示されている。この方法は手短なより具体的、実戦的なもので実効が上がっているようであるが、更に、解説や補講を併用することで効果は大きなものになっている。

OJTによる個人指導・職場内教育で大事なことは、監

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

□本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

督者、リーダー自身が安全の重要性を良く認識すると同時に、教え得る能力を身につける為たえず勉強し研究しておくこと、教え放してでなく理解されているかの確認と不足の点があれば直ちに補っておくことが非常に重要である。

安全教育に終わりが無いことは言うまでもない。頭の中での知識だけでは安全確保はおぼつかない。知識を豊かにすると同時に「やってみせる」「やらせてみせる」の繰り返しで体に覚えさせ、安全をいつも考える「くせづくり」が重要である。

特に最近の傾向として、何れの企業でも必要な人員の確保が非常に難しくなっている実態から、以前のように専門的な知識を身に付けた人を自由に選び、採用することが困難な状況になっている。それだけに教育目的を十分に達成し得る、内容のある徹底した教育、流れに添った生きた教育が必要である。これは一緒に働く構内協力会社社員に対しても同じことが言える。事故が起こってからでは遅い。「知らなかった」「教わらなかった」と言うことが絶対に無いようにしなければならない。

安全確保は全員に課せられた命題

安全確保が、事業に携わる関係者全員に課せられた責務であることは先に述べた。全ての階層、部門の協力がなければ安心して働ける職場を作ることはできない。必要な経費を惜しんだり、生産の為に安全を無視したり、不安全なまま放置したりすることは許されないことである。

それぞれの階層の人たちの責務を挙げるとトップは、①安全な作業場、設備、機械、その他の環境を用意する責任②正しい安全な作業をさせ、設備の整備と管理する責任③安全意識を高め、維持する責任④以上を進めていく各管理者を統括し、指揮していく責任がある。

管理・監督者、組班長の責務は、①不安全行動、不安全状態排除の責任②部下の安全意識を高め、積極的に安全確保に役立つ諸施策を考え実行し、実行させる責任と教育訓練がある。

作業者には、①安全に行動する責任②同僚を傷つけない、怪我をさせない責任③その為に必要な知識技能を体得し、決められたことを守る責任がある。

中でも第一線の管理・監督者である組班長は、職場の安全確保に最も重要な要に位置している。職場は絶えず変化している。人が替わり、技術の進歩に伴って作業方法も変わってくる。取扱う物にも変化がある。このような変化に対応して適確な処置をして、安全を確保していけるのは職場の中心にある第一線の組班長だけである。それだけに組班長の責任、部下の生命を預かる責任は重い。

組班長のなすべき点はたくさんあるが、主要な点を挙げると①安全衛生方針・目標を周知させ、目標達成のための具体的計画を立て実行する②仕事の条件変更に伴い、作業標準の見直しと指導③不安全状態に是正、改善、緊急処置④発生した事故、災害について原因調査を徹底的に行ない、再発防止をはかる等であろう。

各社とも、教育には種々工夫を凝らして計画的に行なわれていようが、何れにしても形式上の教育は、災害防止の上で不適切であるばかりでなく、安全管理が行なわれていると言う錯覚によって落とし穴の多いものになってしまう。教育を行なう上で管理・監督者が心すべき点である。また、災害経験の少ない職場ほど不断の注意・関心が必要である。

言い古された言葉であろうが、山本五十六元帥が「やってみせて 言ってきかせて させてみて 褒めてやらねば人はうごかじ」と言う言葉を残している。底辺まで自走力をつけさせるには、これと同じことが言える。「教えた」「計画通り訓練した」と言うだけの教育訓練は役に立たない。教える人自身が安全の重要性をよく認識し、安全確保の熱意がにじみ出ていることが大切である。危険物による災害を無くす為、特に管理と教育の重要性を述べて結びとする。

以上

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 **株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番6号 工技研ビル ☎358-9467-8